

決算審査

令和4年度一般会計決算は6億7358万8千円の黒字

令和4年度決算では、地方税、地方消費税交付金等の増加とともに人件費、公債費の抑制等により、財政調整基金への積立につながりました。しかしながら、今後災害・治水対策、子育て支援施策の充実や扶助費、老朽化公共施設の更新・維持補修費の増大といった財政需要が増すと見込まれているため、財政状況には注視していきます。

決算状況	
歳入決算額	235億8128万円
歳出決算額	227億8568万9千円
歳入歳出差引額	7億9559万1千円
翌年度に繰り越すべき財源	1億2200万3千円
実質収支額	6億7358万8千円
財政調整基金 ^{※1}	40億5735万7千円
経常収支比率 ^{※2}	92.9%



財政調整基金は前年度より4億9786万円増加

経常収支比率は前年度より1.5ポイント悪化

※1 突発的な災害や緊急を要する経費などに備えるための基金

※2 財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いと財政に余裕がないことを示します。

決算審査特別委員会 委員長報告

委員間討議の内容を中心に報告します。

最初に「主要施策報告書の評価」は職員の努力で改善されましたが、継続事業に関しては1年、1年を検証した内容評価を明記すること。

次に「協働のまちづくり推進事業支援金」は、地域の実情を踏まえ地域の役割や行政としての方向性を整理する必要がある。補助金と交付金の在り方を今一度整理すること。区長補助金は支出の部で使用が解らず、本来の目的にそぐわない支出が見られ、補助金項目を整理すること。他の団体の補助金についても不透明にならないよう指導すること。

「職員研修並び人員配置」は経験豊富な職員の異動で市民サービスの低下が懸念される。職員のスキルアップを含め人員配置など執行部で十分検討して頂きたい。

最後に「資料提出」は決算審査で明確な答弁がされず資料の提出がないため審査に重大な支障をきたしたので、要求した資料は速やかに提出すること。

以上、主旨を十分に踏まえ、今後執行部で対応していただくよう求めます。





小郡高校・三井高校の生徒27名が参加して、①18歳から選挙権、投票に関心を持つには②住み続けたい「まちには何が必要か、この2つのテーマで6班に分かれワークショップ形式で意見交換を行いました。

各班でまとめた意見は議場で発表し、貴重な意見として議長に提出されました。後日、冊子にまとめ、今後の市政運営に繋げていただくために、議長から市長へ提出させていただきました。

高校生の意見は次の通りです。

①18歳からの選挙権、

投票に関心を持つには

・投票場所が近くに欲しい。



各班の意見を高校生から井上議長へ提出

まとめ

「投票場所を増やしポイントが付くなど、興味がわく工夫が必要」「SNS等を活用して議員活動を発信する」「市民と議員の対話の場を増やす」「学校で模擬選挙を行う」

- ・投票するとポイントが付く。
- ・SNSを活用し、若者の生活に結びつく政策を分かりやすく伝える。
- ・政治に興味がない。
- ・投票に行つたことがないので選挙に対しイメージがわからない。
- ・学校では社会科で政治について少し勉強をするが、主権者教育のようなものは受けていない。

まとめ

「人々が生活の中で幸福感を持てる基盤づくり」「若者が集える場所づくり」「魅力的な食がある街づくり」

- ②住み続けたい「まち」には何が必要か
- ・地元で働けるよう企業誘致をして欲しい。
- ・人が集える施設を増やして欲しい。
- ・駅前に活気が欲しい。
- ・道路や歩道整備を行ってほしい。
- ・市全体に一体感が生まれる地域交流を行ってほしい。
- ・地産地消をもっと進めてほしい。
- ・老後も安心して住み続けたいまちにして欲しい。



ワークショップの様子

今回貴重な意見や提案がされ、今後の小郡市政運営につなげていきます。これからも、高校生との意見交換会は、定期的に行っていきます。



▶▶ 保健福祉常任委員会行政視察 (ヤングケアラー対策について) ◀◀

令和5年7月12日(火)



家庭児童相談課に配置。元校長のネットワークを活かし、ヤングケアラーを早期に発見するために各学校へ訪問しています。チラシやポスターを配布し、アンケート調査や教職員への出前教育などを実施しています。

子どもらしく生きる権利を回復し、子ども自身が持つ能力を最大限に発揮できるようにすることを目的として事業がおこなわれています。

佐野市

ヤングケアラーコーナー
ディネーターの配置

令和5年7月13日(水)



出典：子ども家庭庁HP (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

埼玉県ではヤングケアラー条例を制定。

市では社会福祉協議会がヤングケアラー支援事業を実施。内容は家族の代わりに買物や調理、洗濯などの支援をおこなう事業です(4回まで無料)。

1人でも多くのヤングケアラーが利用することで生活や将来に希望を抱けることを目的に行われています。

秩父市

ヤングケアラー世帯に
ヘルパー派遣

令和5年7月14日(木)



支援内容はサポーターを無料で派遣し掃除、洗濯、調理などの生活支援を行っています。

また、兄弟や子どもの世話や家族の介護支援が行われています(週2回まで無料)。

ヤングケアラー対策の所管は学校教育課であり、支援担当を配置し、スクールソーシャルワーカーなど福祉部局の経験者で構成されています。

高崎市

「高崎市の子どもは高崎市が守る」
ヤングケアラーSOS事業



保健福祉常任委員会 所管事務調査報告

障がい児保育の現状について

市内保育園2か所の現地視察を行いました。トランポリンやクッション、絵本などのある保育室で「障がい」（自閉症スペクトラム）のある、2名の児童を2名の保育士が個別対応を行っておられました。また複数の保育士が「気になる子」を中心に集団保育を行っていました。どのクラスも複数の保育士が協力して指導にあたっていました。給食はアレルギー対応でほとんど残食はないとのことでした。

1人ひとりの子どもたちにきめ細かで温かい接し方をしていることに委員一同感銘を受けました。

必要な支援について

小郡市では加配が必要な児童に対する補助金を独自で行っていますが、保育士確保が現在難しい状況で十分ではありません。子どもの個性を知り、その時々動きを見ながら活動を促している現状が有る中で、保育士加配は重要な支援策であります。加配の要件を満たしていない児童への支援策の再検討が必要ではないかと感じました。

また、専門家の診断を得て加配の必要性を判断するまでに保護者の理解が得られない状況についてはなんらかの対策が必要ではないかと感じました。

都市経済常任委員会企画 議員研修報告

8月21日、「道の駅つき

は」に赴き①道の駅つきはを活用した観光と農業の町づくり②道の駅つきはを中心とした経済循環についての2つの内容で研修を受けました。まず、地元の野菜をふんだんに使った大人気のランチをいただき、個々で施設内を見学。その後、建物等の概要や運営についての説明を受けました。

ここは、第二セクター方式で、うきは市の指定管理を受け『つきはの里』が運営しています。5つの団体が出資していますが、うきは市の出資率が78%と高い事に驚きました。また、年間の売上が10億円を突破。令和4年度実績では、12億円を突破しているとのこと

に感銘を受けました。

「品質の確かなものを提供する」をモットーに品質管理の徹底を重視し、農家の皆さんが意欲的・積極的に出荷できるような体制をつくり、人材育成にも尽力されているなど、今回の研修で学ぶことが多く、とても参考になりました。今後は、政策提言などにつなげていきたいと思えます。



↓ 討 論

議案第39号 令和5年度小郡市一般会計補正予算(6号) 可決

体育館や学校給食センターの建て替えは、いずれも財源として、起債に依存しており、令和10年度以降の市債償還が小郡市の財政に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、これだけの大型事業を年度を重ねて実施していくことは、長期的展望に立った提案とは到底考えられない。

反対



黒岩重彦



橋間順平

賛成

学校給食センターは民間資金を活用したPFI事業として、15年間の分割払いで、単年度の支出を抑え、平準化が図られている。建設費は、アレルギー対策施設整備も含めた学校施設環境改善交付金の申請予定であり、建設費資金は十分に検討されている。何ら問題がなく、反対すべき要素は全くない。

学校給食センター整備運営事業について、未だに建設予定地は、現在の学校給食センター北側とだけ示されて、具体的な詳細が示されておらず、また物価高騰で大変厳しい中、給食事業を民間に、15年という長い期間で委託契約していいのか大変疑問に思う。

反対



深川博英

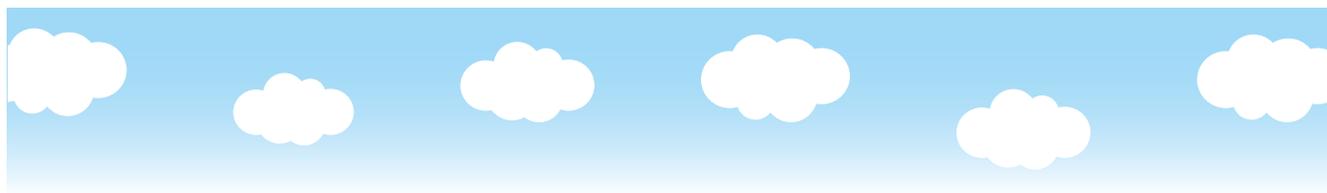


立山 稔

賛成

新体育館建設は、小郡市新体育館建設基本計画に基づき現地建て替えが最適だと判断され、また、防災機能を併せ持った体育館であることも大きなポイントである。新学校給食センターの建て替えは、公共サービスの提供を効率的・効果的に行うためにPFI方式を導入しており、事業費、建設費用の単価上昇や人件費の高騰等を見越したところで、15年間の運営費を平準化している。





新体育館建設については、現地建て替えより運動公園周辺の方が1億6千万円も安く、建設時期、場所も含めて再検討すべき。また、学校給食センター整備運営事業については、実に10億円以上の増額で45億円近く提示されているが、公設民営の方が安いという近隣自治体の状況もある。今後も、庁舎建設、インター周辺まちづくり構想、治水対策など色々な財政負担が増えてくる。

反対



高木良郎



小野 壽義

賛成

新体育館建設については、具体的な場所、現地建て替えや方針が示された予算であり、また、学校給食センターは体育館同様、老朽化が進み、特に洗浄室の空調設備は、早急に改善が必要であり、大きな予算だが、子供の安心安全な学校給食を提供するには重要な予算だ。

給食センターの建設は、PFIで事業を進めることによって、どれだけメリットがあるのか、本当に適切で、最適なのか、最善なのか、もう一度検討すべき。体育館建設については、不確定な部分も多く、40億円のうち21億円市負担となり、給食センターと合わせたら63億円の市負担となり、将来負担が心配である。

反対



後藤理恵



大場美紀

賛成

給食センターは老朽化しているので、確実な環境の中、安全安心な給食を提供していくために、早急に建て替えるべきであり、建て替えの時期を今さら論じる場面ではない。なお、人を育てていくことに関しても、15年間できちんと安心して給食運営を任せていける。また、体育館は建設費だけでなく、維持管理費も含めて、コストを将来負担がないようにされている。



決議案第2号

高木良郎議員の市職員への不適切な言動に対する問責決議^(注釈) 可決

提案理由

議会は言動の府であり、議員の発言は自由であるという前提はあるが、それは決して「暴言や罵声」を許すものではない。高木良郎議員の言動は、職員に対する不適切な行為であり、いかなる理由があろうとも、容認することはできない。この行いは、議会の品位を著しく傷つけるものであり、議会の秩序を乱し、職員を追い込む行き過ぎた行為を、我々議会として看過することはできない。よって、議員としての高い倫理観を持ち、猛省を強く求める。



佐藤 源

賛成

反省を示す謝罪をして欲しかったが、本人に全くその気があるとは感じられなかった。猛省していただいて、態度・言動が変わるということを心の底から願っている。



大場美紀

賛成

市民から負託を受けた私たち議員が、こういう行為について、目をつぶっていることは絶対にあってはならない。

注釈：国や地方自治体の議会において、首長など特定の地位にある者について、その責任を問う旨を意思表示した議決。

出典／デジタル大辞泉 小学館

議長の不信任決議案 否決

提案理由

本会議に緊急的という理由で、決議案第2号の問責決議を追加提案される際、十分な審議や議論を行うことが求められているにもかかわらず、議会として正式な調査機関の設置や依頼をすることなく、法的根拠は不明確なまま、一部の議員のみで決議案を作成し、個別に全議員へ説明することなく提案されたことを容認したことは、議長として公正な議会運営を行っておらず、偏った判断を行ったと言わざるを得ない。

今回の不適切行為は、正式な調査機関を設置しなくてもわかるようなこと。こういうことは早急にやらないといけない。今回、追加議案という形で問責決議案を提出した。この案件で議長は公正に運営をされ、偏った判断とはどこから出できたことが理解できない。

反対



佐藤 源

議長として、手続き上、会議規則、例規集に則ってこの案件について丁寧に進めており、また、議会運営委員会に諮っており、偏った判断とは考えられない。

反対



大場美紀

この件は議会の混乱を招くだけでなく、全く意味がないものである。問責決議に対抗し意図して出されたものとする。議長は公平無私であり、正しく議会運営をしている。

反対



小野 壽義

懲罰動議 否決

令和5年9月22日の本会議において決議案第2号問責決議案に賛成した議員9人に対し緊急懲罰動議^(注釈)が提案された。

提案理由

決議案第2号を法的根拠が不明確の上、問責決議に値するか否かについて議会で審議や議論をなされないまま、本人の謝罪の意思を無視し、議会の意思として問責決議を出したことは名誉及び人権を著しく侵害する行為である。

懲罰委員会



審査



委員長報告

議員9名に対する懲罰の動議については賛成少数で否決すべきものと決定。

懲罰委員長：新原 善信



大場美紀

委員長報告に賛成

問責決議で出したのは全員が認めたと適切な行為に対して、真摯に猛省してほしいことのみ。どの法律や条例にも抵触していないし、会議規則に則って、問責決議を出している。懲罰動議を受けるような条例違反はしていない。

正式な調査機関を経由しないで、法的根拠はないではないかという理由で提案した。議会運営として本当にこれでいいのか、強めの言葉で、同僚議員に対して断定的な言動がなかったのかどうか今一度、思い返していただければと思う。

委員長報告に反対



後藤理恵

注釈：議員の身分を有する者に対し当該議員の所属する議員が行う特別の制裁。会議中に議員が地方自治法及び会議規制等に違反、その他議場の秩序をみだす等を行った場合に議員から出される動議のこと
出典／議会用語辞典 学陽書房

ハラスメント根絶に関する決議 可決

決議内容

小郡市議会は、議員及び議会として役割を十分に発揮する為、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指し、下記の通り表明する。

1. 全てのハラスメントの根絶を目指し、議会が率先して防止策に取組み、逸脱する議員に対しては、議会として責任を持って対処する。
2. 議員は自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自らが誠実な対応をもって、疑惑の解明に当たるとともに、その責任の所在を明確にするよう努める。
3. ハラスメントの防止及び根絶を図る為、議員に対し必要な研修を実施する。
4. 小郡市議会ハラスメントの根絶に関する条例を制定し、市民からの信頼に応える。

以上